

BTMU Asia Weekly

BTMU アジア・ウィークリー

今週のヘッドライン

30 May 2013 / Vol.75

ミャンマー	日本政府、ミャンマーに 910 億円の新たな ODA 供与へ
ベトナム	法人所得税及び VAT 減税へ
インド	安倍首相－シン首相会談～日・印原子力協定交渉再開へ
フィリピン	次代の BPO 拠点として有望な「ネクスト・ウェイブ・シティーズ」を選定
インドネシア	首都港の荷役業者、来月 3 日のスト中止
タイ	700 MW の太陽光発電認可取消しへ

【政治・経済トピックス】

◎ミャンマー

◆日本政府、ミャンマーに 910 億円の新たな ODA 供与へ

外務省の発表によると、ミャンマーを訪問した安倍首相は 26 日、首都ネピドーでテインセイン大統領と会談し、延滞債務の免除(1,886 億円)、貧困対策・人材育成・インフラ整備等を目的とする総額 910 億円の新たな政府開発援助 (ODA) について合意した。

このうち延滞債務の免除は、昨年 4 月に「改革努力の継続を 1 年間にわたって共同でモニタリング」との条件が付されていたもの。また、ODA 供与については、3 月に表明されていた貧困対策やティラワ経済特区開発を目的とする 510 億円の円借款に加え、今回新たに人材育成や生活インフラ整備等を目的とする 400 億円の無償資金・技術協力が表明された(何れも本年度末までに実施予定)。

【ミャンマー向け延滞債務を巡る最近の動き】

年・月	概要
2012年4月	円借款にかかる延滞債務問題の解消について両国間で合意 ①2003年3月以前に弁済期日が到来した債務＝1,989億円(元利) → 民間邦銀のつなぎ融資を用いて一旦返済し、同額の円借款実行 ②2003年4月以降に弁済期日が到来した債務＝1,274億円(元利) → 2002年にミャンマー政府に伝達していた債務免除手続き*を再開 ③延滞損害金(2012年3月末で確定)＝1,761億円 → ミャンマー政府の改革努力を1年間モニタリングした上で免除
2013年1月	上記①の延滞解消スキーム並びに上記②の債務免除を実行
2013年5月	上記③の債務を免除することで合意＝1,886億円 → 2012年4月以降に弁済期日が到来する債務(125億円)を含む

*軍事政権によるアウンサンスーチー氏自宅軟禁を受け交渉中断

会談後の会見で、「ミャンマーの新しい国造りを、官民の総力を挙げて支援していく」と述べた安倍首相に対し、テインセイン大統領は「日本の支援を得て、改革を一層推進したい」と応えた。

尚、今回の安倍首相の訪問には、日本から約 40 社の大手企業幹部が同行し、ミャンマーに対する官民一体の積極的な支援姿勢を改めて強く印象付けた。

□ポイント

- ASEAN 最後の投資フロンティアとして注目を集めるミャンマーに対し、各国が自国企業の投資機会拡大を狙った動きを強めており、米国も 20 日にワシントンで開催されたオバマ－テインセイン両大統領の会談を受け、ミャンマーとの「貿易・投資枠組み協定」(TIFA)を締結している。
- 一連の大規模な債務免除や新たな円借款供与を柱とする「破格」とも言える日本の支援は、背景に「経済・防衛両面におけるアセアン諸国との連携強化」の狙いがあるとも指摘されている。
- こうした中、テインセイン大統領は日本が開発を進めるティラワ経済特区に加え、タイが主導するダウェイ経済特区開発についても「日本の参画が成功の条件」と述べ、先週来日したタイのインラック首相同様、改めて日本の支援を要請。安倍首相も 3 カ国の連携に前向きな姿勢を表明しており、日系企業にとってもビジネスチャンスの拡大が期待される。

◎ベトナム

◆法人所得税及びVAT減税へ

20 日付地元紙によると、今国会で可決される見通しの法人税法並びに付加価値税 (VAT) 法の改正案に関し、ニン副首相が法案に盛り込まれた税率引下げによる税収の減少額の見通しを明らかにした。

法人税の引下げは、現行 25%の一般税率を来年 1 月 1 日から 22%に、更に 2016 年初に 20%に引下げるもの。経営環境がより厳しいと見られる中小企業*1 に対しては、特例として本年 7 月 1 日から税率 20%、2016 年 1 月 1 日から 17%に引下げる。一方、VAT の引下げは、公共住宅や低価格集合住宅*2 の分譲・賃貸契約に課される VAT について、本年 7 月 1 日～2014 年 6 月 30 日の 1 年間、50%減免するもの。

同副首相によると、昨年の法人税収入 107 兆 4,620 億ドン(≒5,266 億円)を基準にすると、法人税率を 1%引下げることにより約 6 兆 320 億ドン(≒296 億円)の減収となる。段階的な法人税率の引下げが完了し、現行比▲5%(中小企業は同▲8%)の減税となる 2016 年度の減収幅は、43 兆ドン程度に上る見込み。また、VAT については、減税期間中の税収減少額が 7,500 億ドン(≒37 億円)の見込み。減税により企業業績や不動産市況が好転すれば、税収の減少は低く抑えられるとしている。

*1:従業員 200 人未満且つ年間売上高 200 億ドンまで

*2:床面積 70 m²未満且つ 1 m²当たりの販売価格が 1,500 万ドン(≒73,500 円)未満等

尚、ベトナム政府は、個人所得税についても、今年 7 月 1 日から所得控除の拡大による減税措置を盛り込んだ改正個人所得税法の実施を決めている(昨年 11 月に国会で可決)。個人消費の活性化や、源泉徴収による徴税で高まる、申告納税の自営業者等に対する給与所得者の不公平感緩和が狙いであるが、個人所得税は今年度約 8 兆ドン(≒392 億円)、2014 年度約 14 兆ドン(≒686 億円)の減収になると見積られている。

☑ポイント

- ・ ベトナム政府が、税収の大幅な減少懸念にも関わらず減税措置を推進する背景には、昨年 3 月以降のベトナム国家銀行 (SBV = 中央銀行) による金融緩和が景気浮揚に繋がっていないことが挙げられる。SBV は昨年 3 月から 8 回、合計 8%の政策金利引下げを実施したが、不良債権問題に悩む銀行が融資に慎重な姿勢を崩しておらず、不動産市況や設備投資の足枷となっている。
- ・ これに加え、外国企業の投資誘致を推進する狙いもあると言われている。アセアン諸国の法人税率は、タイ (23%)、カンボジア (20%) を除きベトナムと同水準もしくは寧ろ高いが、各国は税制優遇等各種投資恩典を武器に、外国直接投資の推進に力を入れている。ベトナムは 2006 年の WTO 加盟を踏まえ投資に対する優遇税制を原則廃止した経緯があるが、法人税の引下げが実現すれば、外国企業の投資誘致にも大きな強みになると期待されている。

【アセアン各国の法人税率】

タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	カンボジア	ミャンマー
23%	25%	25%	30%	20%	30%

◎インド

◆安倍首相－シン首相会談～日・印原子力協定交渉再開へ

29 日夜、安倍首相とシン首相が東京の首相官邸で首脳会談を行い、原子力協力協定交渉の再開、高速鉄道計画に対する日本の支援等が合意された。

インドは、既に米国やフランス等 4 カ国と協定を締結しており、日本とも 2010 年 6 月に締結に向けた交渉を開始。同年 10 月及び 11 月の計 3 回に亘り公式協議が行われたが、2011 年 3 月の東日本大震災で発生した津波による福島第 1 原発事故を機に中断されている。

【インドの原子力協定締結状況】

国名	フランス	米国	カナダ	韓国	日本
締結状況	2008年9月 締結済	2008年10月 締結済	2010年6月 締結済	2011年7月 締結済	2010年6月 交渉開始*

*福島第一原発事故を受け交渉中断

シン首相は核実験モラトリアム(凍結)

を継続する方針を強調したが、核拡散防止条約(NPT)未加盟であるインドへの原発技術の供与は、軍事転用等核拡散につながるとの指摘もある。また、最近では建設予定地周辺の住民を中心とする建設反対派の活動も伝えられている。

今回の会談で両首脳は、ムンバイの地下鉄建設事業に 710 億円の円借款を供与する交換公文の署名式に立会ったほか、ムンバイ－アーメダバード間的高速鉄道計画で日本が受注を目指す新幹線システムについて、安全性やコストの面から意見交換を行った。また、安倍首相はインド工科大学の分校整備計画に 177 億円、インド南部への投資促進プログラムに 130 億円の円借款を供与することを表明した。

☑ポイント

- ・ 現在、インドには 20 基(4,780 MW)の原子力発電所が稼働しているほか、7 基(5,300 MW)が建設中であるが、経済発展に伴い電力需要が急増していることから、2032 年までに原発による発電量を 63,000 MWまで拡大させる方針。
- ・ 成長戦略の一環としてインフラ輸出を推進している安倍政権は、原発建設の受注にも力を入れており、2013 年 5 月にはアラブ首長国連邦(UAE)、トルコと相次いで原子力協定を締結した。インドとの協定締結が早期に実現すれば、日本の原発輸出の可能性が大きく広がると期待されている。

◎フィリピン

◆次代のBPO拠点として有望な「ネクスト・ウェイブ・シティーズ」を選定

このほどフィリピン情報技術ビジネス・プロセス協会(IBPAP)は、科学技術省傘下の情報通信技術局(ICTO)と共同で実施した調査を基に人材、インフラ、コスト、ビジネス環境、危機管理の 5 項目を総合的に判断し、情報技術(IT)やビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)企業の拠点として有望視される「ネクスト・ウェイブ・シティーズ」10 都市・地域を選出した。

賃金の上昇や税制度の変更などを受け、BPO 企業のマニラ首都圏外への進出加速が見込まれる中で、人材の豊富さなど都市ごとの魅力をアピールし、地方経済の発展や雇用創出を狙う。選定された主な都市はイロイロ市(イロイロ州)、ドゥマゲッティ市(ネグロスオリエンタル州)、バタンガス市(バタンガス州)等で、首都圏やセブ等既に BPO 産業が発展している地域は今回の選定対象から除外された。

☑ポイント

- ・ フィリピンは、従来からBPO 拠点として世界的に評価が高く、IBPAP によると2011 年時点でIT 及びBPO 産業の売上高は実質国内総生産(GDP)の約5%を占める110 億米ドル(1 兆1,282 億ドル)、同産業の従事者は63 万人に上っている。また、フィリピン政府は、2016 年までに売上高250 億米ドル(≒2 兆5,640 億円)、従業員数130 万人の達成を目指している。
- ・ 代表的な投資推進機関であるフィリピン経済区庁(PEZA)は、首都圏のIT パークに与えていた税制上の優遇を廃止し、地方へのIT パーク開発を促進する方針を決定していることもあり、今回選定された10 都市は、IT 及びBPO 企業の進出加速に期待を寄せている。

◎インドネシア

◆首都港の荷役業者、来月3日のスト中止

24 日付地元メディアの報道によると、荷役業者協会(APBMI)ジャカルタ支部は、タンジュンプリオク港で来月3日に計画していたストライキを中止すると発表した。

APBMI のジュスワンディ支部長は、同港の荷役業務が停止した場合、最終的に消費者にその皺寄せがいくことになるため、APBMI の全国総会が下した決定に逆らってストライキ中止を決めたと説明した。

APBMI は、国営プラブハン・インドネシア(ペリンド) I ~IV が陸運子会社を設立するなど事業拡張を進めていることが民間業者の事業を圧迫しているとして、先頃開催された全国総会で、来月3日から全国の加盟企業による無期限ストライキ実施を決定していた。

☑ポイント

- ・ 国際貨物取扱高がインドネシア最大のタンジュンプリオク港でのストライキ中止が決定され、懸念された内外の物流が大きな混乱に陥る事態は一先ず回避された。しかしながら、ペリンド各社の事業拡張に対する反発は燻っており、引続きAPBMI の動向が注目されている。

◎タイ

◆700 MWの太陽光発電認可取消しへ

27 日付地元紙の報道によると、タイ・エネルギー省が2008 年以降に認可した合計3,000 MWの太陽光発電所のライセンスのうち、事業計画が遅れているプロジェクトについて、既に認可を取消された500 MW分に加え、新たに700 MW分の認可を取消することを明らかにした。同省は、2008 年からこれまでに合計3,000 MW分の太陽光発電プロジェクトにライセンスを付与してきたが、実際の稼働は400 MWに止まっている。最終的に2,000 MW分の太陽光発電所の認可を取消することになる見通しで、取消された認可は、今後改めて入札を行う予定。

☑ポイント

- ・ 電力供給の約7割を天然ガスによる火力発電に依存しているタイは、石炭火力へのシフト等による電力供給の分散・多様化を推進しており、原子力の導入検討や太陽光発電もその一環。
- ・ ただ、政府による太陽光発電所からの電力買取は、通常より2~3倍高い料金となっており、昨年10月の内閣改造で就任したポンサック・エネルギー相は、太陽光発電所が増えることで電気料金が上昇する懸念があるとし、代替エネルギー政策を見直す意向を明らかにしている。

【日系企業動向】

◎最近プレスリリースされた主な新規進出・増設等の案件

親会社	現地法人(資本金)	所在地	主要業務
本田技研工業株式会社 *インド子会社の第三工場が稼働開始	Honda Motorcycle & Scooter India Pvt. Ltd. (資本金31億ルピー)	カルナタカ州ナルサ プール地区	二輪車の製造・販売
株式会社GSユアサ 77.5%(グループ) 三菱商事株式会社 22.5% *ベトナム工場二輪用鉛蓄電池生産能力を倍増 (投資金額=15億円)	GS Battery Vietnam Co.,Ltd. (資本金969億ドン)	ビンズン省VSIP	自動車及び二輪車用鉛蓄電池製造・販売

(企業のウェブサイト等で公開されている案件。すべての日系企業動向を網羅していない点、ご了承下さい)

【先週の市場動向と今週の主な予定】

◎アジア各国通貨市場、先週の動向と今週の予想

アジア通貨市場の動向については、弊行レポート(BTMU Emerging FX Weekly)をご参照下さい。
下記リンク先の PDF ファイル『通貨週報(5/27)』が今週号になります。

- [BTMU Emerging FX Weekly \(5月27日号\)](#)

※本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客さまご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部
教育・情報室 橋本隆城

E-Mail: takaki_hashimoto@mufg.jp

Tel: 03-6259-6311